

令和 8 年度特定施設入居者生活介護公募に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	既存施設の建物老朽化に伴い、事業閉鎖（約80床）を検討しており、今回の公募に併せて約180床定員（既存施設定員約80床＋新規100床）として新規開設することは可能か。 またその場合には施設整備にかかわる整備補助金の考え方はどのようなか。	特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（定員80人）の定員は、100人（20人以内の増員）が上限となります。（詳細については、公募要項 6 頁「(3) 定員数」イ(ウ)を確認してください。） また、公募要項25頁「2 (1) 施設開設準備経費等支援事業費補助金」は、既存施設を撤去し新設する場合には、1,036千円×整備後の定員数を上限として補助します。
2	月額利用料22万円かつ一時金336万円と支払方式の考え方について。支払方式（例）の前払 d の金額（敷金60万・前払金240万：60ヶ月、月額22万）で入居者募集を行うとした場合、入居者に月払もしくは前払の選択できるようにすると、月払だと敷金60万月額26万となるが、22万円を超えても募集可能か。	利用料に係る事業条件は、公募要項 9 頁「2 (2) 利用料」に記載のとおり、月額利用料が22万円（税抜）以下であり、かつ入居一時金が336万円（税抜）以下であることが条件です。 ご質問のあった「月額利用料が22万円を超える料金プラン」での応募は認められません。
3	提出書類（3）について、対象期間中に立ち入り検査があったが、当時の結果通知書が残っていない。（3）の書類無しで応募することは可能か。	公募要項 3 頁 1 (3)に記載のとおり、応募法人が運営する横浜市内の有料老人ホーム等について、令和 3 年 4 月 1 日から事業計画書提出期限の日までに実施された運営指導、立入検査等の結果通知書及び改善報告書の写しの添付が必要です。 結果通知書等が手元にない場合は、所管部署に再交付を求め、それを添付してください。
4	介護専用型特定施設として選定後、介護混合型特定施設へ転換することは可能か。	介護専用型特定施設であることを条件に募集を行うものであるため、選定後に介護混合型特定施設へ転換することはできません。 なお、既存施設の計画については、公募要項 9 頁「2 利用料に係る事業条件 (1) 介護専用型特定施設であること」のただし書きを参照してください。
5	事業計画書様式集の資料5-3の「介護費用」は介護保険の費用か。その場合、介護度と負担割合によって金額が相違するので、すべての金額を記載し、部屋数も割り振って記載するのか。	介護費用については、事業計画書別紙 5「入居契約等に関する事項」※ 4に記載のとおり、介護保険に係る利用料は除きます。介護保険外のサービス費用で、入居者から一律に徴収する費用がある場合は、介護費用として記載が必要です。